

令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会提出議案一覧表

令和5年2月20日午前10時開議

企業長提出議案

- 議案第1号 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第2号 愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例の制定について
- 議案第3号 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について

議員提出議案

- 議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議案第 1 号

愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について

愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める必要があるためである。

愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、企業長及び監査委員をいう。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、愛知中部水道企業団情報公開条例(平成14年条例第4号)第7条第2号ウに掲げる情報(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定に基づき行政文書(愛知中部水道企業団情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。)の写しの交付を受ける者は、規則に定める当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があ

った日から４５日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、前条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(１) この条の規定を適用する旨及びその理由

(２) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(審議会への諮問)

第７条 実施機関は、法第３章第３節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第８条 企業長は、毎年度、法及びこの条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第９条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(愛知中部水道企業団個人情報保護条例の廃止)

第２条 愛知中部水道企業団個人情報保護条例(平成１７年愛知中部水道企業団条例第１号)は、廃止する。

(経過措置)

第３条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の愛知中部水道企業団個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第９条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならな

い義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第33条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示等については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第45条第1項の規定により愛知中部水道企業団に置かれた同項に規定する愛知中部水道企業団個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第42条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 2 号

愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例の制定について

愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護審議会の設置等に関し必要な事項を定める必要があるためである。

愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、愛知中部水道企業団個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第105条第3項の規定において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例(令和5年愛知中部水道企業団条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。)第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年愛知中部水道企業団議会条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、個人情報保護に関する重要な事項について、実施機関(個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に建議することができる。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから企業長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の調査権限)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項の規定に

において準用する同条第1項の規定により諮問した実施機関又は議会個人情報保護条例第45条の規定により諮問した愛知中部水道企業団議会議長(以下「諮問実施機関」という。))に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。))が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された行政文書に記録されている保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された行政文書に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号。))第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第5条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第6条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出するための相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第4条第1項の規定により提出された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審議会は、第4条第3項若しくは第4項又は第6条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審議会の行う調査審議手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に個人情報保護法施行条例附則第 2 条の規定による廃止前の愛知中部水道企業団個人情報保護条例(平成 1 7 年愛知中部水道企業団条例第 1 号)第 4 2 条第 1 項の規定により愛知中部水道企業団に置かれた同項に規定する愛知中部水道企業団個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第 3 条第 2 項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

(委員の委嘱)

- 3 企業長は、施行日前においても、第 3 条第 2 項の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

議案第 3 号

愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員に準じ、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を設ける必要があるためである。

愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章 総則（第１条）

第２章 定年制度（第２条―第５条）

第３章 管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章 定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条）

第５章 雑則（第１４条）

附則

第１章 総則

第１条中「）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第２項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改める。

第１条の次に次の章名を付する。

第２章 定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改め、ただし書を削る。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員にかかる」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（第９条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第９条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び第３章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、当該期限は、当該職員が占めている管理

監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「の事由」を「各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第12号）第7条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降

任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（3） 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運

営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項

に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条 任命権者は、前条第１項から第４項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条 任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条 任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、愛知中部水道企業団規約（昭

和 5 0 年 4 9 指令地第 1 2 — 2 9 号許可) 第 2 条に規定する関係市町の年齢 6 0 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 1 4 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の 3 項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「6 5 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	6 1 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間において、愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第〇〇号。以下この項及び次項において「令和 5 年改正条例」という。）による改正前の第 3 条ただし書の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第 3 条中「6 5 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和 5 年改正条例による改正前の第 3 条ただし書の規定を適用する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 6 0 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及

び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員 (異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員 (以下この項において「末日経過職員」という。)) を除く。)) にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度 (当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)) において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 11 条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 任命権者は、施行日 (この条例の施行の日をいう。以下同じ。) 前にこの条例による改正前の愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年条例第 2 号。以下「旧条例」という。) 第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限 (同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。) が施行日以後に到来する職員 (以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。) について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例 (以下「新条例」という。) 第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日 (施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 1

1 年 4 月 1 日及び令和 1 3 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 6 5 年に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日（以下この条から附則第 6 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

（2） 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、関係市町（愛知中部水道企業団規約（昭和50年49指令地第12—29号許可）第2条に規定する関係市町をいう。以下同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、関係市町における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、関係市町における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める

情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、関係市町における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- （1） 施行日以後に新たに設置された職
- （2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- （1） 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- （2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されてい

たものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第９条 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条から第６条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（１） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（２） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１０条 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新条例第４条第１項又は第２項の規定

により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<u>目次</u> <u>第１章 総則（第１条）</u> <u>第２章 定年制度（第２条―第５条）</u> <u>第３章 管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）</u> <u>第４章 定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条）</u> <u>第５章 雑則（第１４条）</u> <u>附則</u>	<u>（新設）</u>	目次の新設
<u>第１章 総則</u>	<u>（新設）</u>	章名の新設
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。 <u>以下「法」という。</u> ） <u>第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第２項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号） <u>第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	改正地方公務員法による条ずれ対応
<u>第２章 定年制度</u>	<u>（新設）</u>	章名の新設
（定年による退職） 第２条 略	（定年による退職） 第２条 略	
（定年） 第３条 職員の定年は、年齢 <u>６５年</u> とする。――	（定年） 第３条 職員の定年は、年齢 <u>６０年</u> とする。 <u>ただし、用務員の定年は、年齢６３年とする。</u>	定年年齢を６５歳とする（用務員を含む。）。
（定年による退職の特例） 第４条 任命権者は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由がある</u> と認めるときは、 <u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る</u> 定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、 <u>当該職員を当該定年退職日において従事している</u> 職務に従事させるため、 <u>引き続き勤務</u> させることができる。 <u>ただし、第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（第９条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第９条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び第３章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えないことができる。</u> （１） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u> 公務の運営に著しい支障が生ずる <u>こと</u> 。 （２） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 <u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u> 。 （３） 当該職務を担当する者の交替が <u>当該業務</u> の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、 <u>当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること</u> 。 ２ 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項 <u>各号に掲げる事由</u> が引き続き <u>ある</u> と認めるときは、 <u>これらの期限の翌日から起算して</u> １年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、 <u>当該期限は、当該職員に係る定年</u>	（定年による退職の特例） 第４条 任命権者は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当する</u> と認めるときは、 <u>その職員にかかる</u> 定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、 <u>その職員を当該職務に従事させるため引き続き</u> 勤務させることができる。―― （１） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>その</u> 職員の退職により――公務の運営に著しい支障が生ずる <u>とき</u> 。 （２） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 <u>その</u> 職員の退職による欠員を容易に補充することが <u>できないとき</u> 。 （３） 当該職務を担当する者の交替が <u>その業務</u> の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、 <u>その</u> 職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずる <u>とき</u> 。 ２ 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項 <u>の事由</u> が引き続き <u>存する</u> と認めるときは、――１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、 <u>その</u> 期限は、 <u>その職員に係る定年退職日――</u> の翌日から起算して３年を超え	第９条の規定により勤務延長型特例任用をされた職員については、当該特例任用前の異動期間の末日の翌日（初回の特例任用日の初日）を起算日とし、勤務延長の期間の上限を３年とする。 ※異動可能型特例任用をされた職員は勤務延長の対象とならない。 字句等の修正

退職日（<u>同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日</u>）の翌日から起算して3年を超えることができない。 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について</u>、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて、<u>当該</u>期限を繰り上げる<u>ものとする</u>。 5 略	ることができない。 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>、</u>第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の<u>事由が存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて、<u>その</u>期限を繰り上げて<u>退職させることができる</u>。 5 略	
（定年に関する施策の調査等） 第5条 略	（定年に関する施策の調査等） 第5条 略	
<u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u>	<u>（新設）</u>	章名の新設
<u>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</u> 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第12号）第7条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。</u>	<u>（新設）</u>	管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職員の職を給与条例第7条第1項に規定する管理職手当の支給対象となる職とする。
<u>（管理監督職勤務上限年齢）</u> 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、<u>年齢60年とする。</u>	<u>（新設）</u>	管理監督職勤務上限年齢を60歳とする。
<u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u> 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「<u>他の職への降任等</u>」という。）を行うに当たっては、<u>法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする<u>こと。</u></u> <u>（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u> <u>（3） 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u>	<u>（新設）</u>	管理監督職勤務上限年齢制により降任等を行う場合の基準を規定 ①標準職務遂行能力及び適正を有すると認められる職へ降任等をする <u>こと。</u> ②できる限り上位の職へ降任等をする <u>こと。</u> ③同じく降任等をする上位職の職員との権衡を踏まえ、上位職と同等又は下位の職へ降任等をする <u>こと。</u>
<u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u> 第9条 任命権者は、<u>他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間</u>	<u>（新設）</u>	勤務延長型特例任用について規定 ①欠員が生じる職について、高度の知識、技能又は経験を必要とするため、公務運営に著しい支障が生

<u>をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u> <u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	じる ②欠員が生じる職について、勤務環境又は勤務条件等に特殊性があるため、公務運営に著しい支障が生じる ③降任等による担当者の交替が職務の遂行上重大な障害となる 勤務延長型特例任用の異動期間の延長上限を異動期間の末日の翌日から3年とする。 異動可能型特例任用について規定 ・欠員を容易に補充できない年齢構成等特別の事情がある ・異動期間の末日の翌日から1年を超えない範囲で異動期間を延長可能（延長期間通算して最長5年（65歳まで）） 異動可能型特例任用について、すでに異動可能型特例任用をしている職員や勤務延長型特例任用をしている職員を、必要に応じてさらに1年間延長できるものとする（延長期間通算して最長5年（65歳まで））。
<u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得な</u>	<u>（新設）</u>	前条の規定により異動期間の延長等をする場合、職員の同意を要することを規定

<u>なければならない。</u>										
<u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u> 第 1 1 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の 末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものと する。	<u>（新設）</u>	前条による異動期間の延長事由が 消滅した場合は、降任等をするよう 規定								
第 4 章 定年前再任用短時間勤務制	<u>（新設）</u>	章名の新設								
<u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u> 第 1 2 条 任命権者は、年齢 6 0 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法 律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以 下この条及び次条において「年齢 6 0 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の 規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たり の通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め る職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条 において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 6 0 年以上退職者がその者を採用し ようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤 務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合におけ る定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。	<u>（新設）</u>	定年前再任用短時間勤務職員につ いて規定								
第 1 3 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、愛知中部水道企業団規約（昭和 5 0 年 4 9 指令地第 1 2 ー 2 9 号許可）第 2 条に規定する関係市町の年齢 6 0 年以上退職者を、従前の勤 務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができ る。	<u>（新設）</u>	関係市町の 6 0 歳以上退職者を定 年前再任用短時間勤務職員へ任用 できるよう規定								
<u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u>	<u>（新設）</u>									
第 5 章 雑則	<u>（新設）</u>	章名の新設								
<u>（雑則）</u> 第 1 4 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。	<u>（新設）</u>	実施に関する規定等、細目を規則へ 委任								
附 則 （施行期日） 1 略	附 則 （施行期日） 1 略	原始附則の改正								
（経過措置） 2 略	（経過措置） 2 略									
<u>（定年に関する経過措置）</u> 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間における第 3 条の規定の適用について は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「6 5 年」とあるのはそれぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで</td><td>6 1 年</td></tr><tr><td>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで</td><td>6 2 年</td></tr><tr><td>令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで</td><td>6 3 年</td></tr><tr><td>令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで</td><td>6 4 年</td></tr></table>	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	6 1 年	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年	令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年	<u>（新設）</u>	旧定年条例第 3 条前段の規定を適 用する職員（旧 6 0 歳定年職員）に 対する定年年齢の段階的引上げを 規定
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	6 1 年									
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年									
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年									
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年									
4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間において、愛知中部水道企業団職員の 定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第〇〇号。以下この項及び次項にお いて「令和 5 年改正条例」という。）による改正前の第 3 条ただし書の規定を適用する職員に	<u>（新設）</u>	旧定年条例第 3 条ただし書の規定 を適用する職員（旧 6 3 歳定年職員 ）に対する定年年齢の段階的引上げ								

<u>については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「6 5年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			を規定
<u>令和5年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>6 3年</u>		
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>6 4年</u>		
<u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u> <u>5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和5年改正条例による改正前の第3条ただし書の規定を適用する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>		<u>（新設）</u>	59歳到達職員に対する情報提供（義務）及び意思確認（努力義務）を規定

議案第 4 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、関係する条例について所要の整備を行う必要があるからである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。

)を延長された管理監督職を占める職員

(愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」を「法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

(愛知中部水道企業団職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 愛知中部水道企業団職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例(昭和50年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「

定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条及び第12条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- （3） 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- （3） 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第18条中「

第21条の4	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員	短時間勤務職員
第22条第1項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

」を「

第21条の4	地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第	短時間勤務職員
--------	--	---------

	18条第1項の規定により 採用された職員	
--	-------------------------	--

」に改める。

第19条第2号中「企業長が」の次に「規則で」を加え、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）に対する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年条例第〇〇号）による改正後の愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第12号）附則第2項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条を次のように改める。

（住居手当）

第11条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1） 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（企業長が規則で定める職員を除く。）

- (2) 第12条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（企業長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして企業長が規則で定めるもの

第21条の4の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項」に改める。

第22条中「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の7項を加える。

（60歳超職員の給料月額の特例）

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第〇〇号）による改正前の愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第3条ただし書の規定を適用する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（企業長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出

した額を給料として支給する。

8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、附則第 2 項の規定による給料月額、附則第 4 項の規定による給料その他附則第 2 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、企業長が規則で定める。

別表第一（第 3 条関係）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

」に改める。

別表第二（第 3 条関係）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員		193,600	204,700	223,200
-------	--	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	193,600	204,700	223,200

」に改める。

（愛知中部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止）

第 7 条 愛知中部水道企業団職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。

（第2条に係る経過措置）

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対するこの条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年条例第1号）第2条第2項第1号の規定の適用については、「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（第4条に係る経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、この条例による改正後の愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号。以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（第7条に係る経過措置）

第5条 この条例の規定による改正後の愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第2項から第8項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第6条 新給与条例第8条、第9条、第11条及び第12条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 前条及び前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は企業長が

規則で定める。

【第1条】公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員__ （2）～（4） 略 <u>（5） 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>（6）</u> 略	（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）</u> （2）～（4） 略 <u>（新設）</u> <u>（5）</u> 略	特例任用（勤務延長型及び異動可能型）により異動期間を延長された職員を派遣できない職員として規定

【第2条】愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>短時間勤務の職を占める職員</u>及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略	改正地方公務員法による条ずれ対応

【第3条】愛知中部水道企業団職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和50年条例第9号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6カ月以下の範囲内において企業長が定める期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>の月額額の10分の1以下において企業長が定める額を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えときは、当該額を減ずるものとする。</u>	（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6カ月以下の範囲内において企業長が定める期間<u>給料</u>の月額額の10分の1以下において企業長が定める額を減ずるものとする。__	懲戒処分に関する減給効果の算定において、その算定基礎となる給料月額を発令時点の当該額とし、減給額の上限を現に受ける給料月額額の1/10と規定

【第4条】愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
（1週間の勤務時間） 第2条～2 略 3 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>の規定により採用された職員で同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超	（1週間の勤務時間） 第2条～2 略 3 地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、	改正地方公務員法による条ずれ対応

えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。	休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。	
（週休日及び勤務時間の割振り） 第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	（週休日及び勤務時間の割振り） 第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u>については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	前条において、新たに「定年前再任用短時間勤務職員」を規定したため、引用字句を整理 （任期付短時間勤務職員は、任用可能とする条例がないため削る。）
第４条　略 ２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては８日以上（の週休日））を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、企業長と協議して、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上（の割合）で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上（の割合）で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。	第４条　略 ２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては８日以上（の週休日））を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、企業長と協議して、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上（の割合）で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上（の割合）で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。	第２条において、新たに「定年前再任用短時間勤務職員」を規定したため、引用字句を整理
（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） （２）～（３）　略 ２～３　略	（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） （２）～（３）　略 ２～３　略	第２条において、新たに「定年前再任用短時間勤務職員」を規定したため、引用字句を整理

【第５条】愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（２）　略	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（２）　略	特例任用（勤務延長型及び異動可能型）により異動期間を延長された職員を育児休業することができない

<u>(3) 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4) 略</u>	<u>(新設)</u> <u>(3) 略</u>	職員として規定																								
（育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（2） <u>(3) 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>	（育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（2） <u>(新設)</u>	特例任用（勤務延長型及び異動可能型）により異動期間を延長された職員を育児短時間勤務することができない職員として規定																								
（短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 略 <table><tr><td>第6条第1項</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第6条第2項及び第4項</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第21条の4</td><td>地方公務員法<u>第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員</td><td>短時間勤務職員</td></tr><tr><td><u>削る</u></td><td><u>削る</u></td><td><u>削る</u></td></tr></table>	第6条第1項	略	略	第6条第2項及び第4項	略	略	第21条の4	地方公務員法 <u>第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員	短時間勤務職員	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	（短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 略 <table><tr><td>第6条第1項</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第6条第2項及び第4項</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第21条の4</td><td>地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員</td><td>短時間勤務職員</td></tr><tr><td><u>第22条第1項</u></td><td><u>再任用短時間勤務職員</u></td><td><u>短時間勤務職員</u></td></tr></table>	第6条第1項	略	略	第6条第2項及び第4項	略	略	第21条の4	地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員	短時間勤務職員	<u>第22条第1項</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	<u>短時間勤務職員</u>	改正地方公務員法による条ずれ対応 この条例による改正後の給与条例により、読み替える字句がなくなるため削る
第6条第1項	略	略																								
第6条第2項及び第4項	略	略																								
第21条の4	地方公務員法 <u>第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員	短時間勤務職員																								
<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>																								
第6条第1項	略	略																								
第6条第2項及び第4項	略	略																								
第21条の4	地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員	短時間勤務職員																								
<u>第22条第1項</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	<u>短時間勤務職員</u>																								
（部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して企業長が<u>規則で</u>定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）	（部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して企業長が<u> </u>定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）	改正地方公務員法による条ずれ対応																								
（部分休業の承認） 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2～3 略	（部分休業の承認） 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2～3 略	前条において、新たに「定年前再任用短時間勤務職員」を規定したため、引用字句を整理																								
附 則 （施行期日） <u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。 <u>2 育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）に対する地方公務員法の一部を改</u>	附 則 （施行期日） この条例は、公布の日から施行する。 <u>(新設)</u>	原始附則の改正 育児短時間勤務職員について、給与条例原始附則第2項（今回新設）を																								

<u>正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和５年条例第〇〇号）による改正後の愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５０年条例第１２号）附則第２項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「」に、愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第１号）第２条第２項又は第５項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u>	適用する場合の読み替えを規定
--	----------------

【第６条】愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５０年条例第１２号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
（給与の種類） 第２条　常時勤務を要する職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。） <u>第２２条の４第１項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第１号に規定にする会計年度任用の職を占める職員（以下「職員」という。）に支給する給与の種類は、給料及び手当とする。 ２～３　略	（給与の種類） 第２条　常時勤務を要する職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。） <u>第２８条の５第１項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第１号に規定にする会計年度任用の職を占める職員（以下「職員」という。）に支給する給与の種類は、給料及び手当とする。 ２～３　略	改正地方公務員法による条ずれ対応 字句等の整理
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第６条～２　略 ３　職員の昇給は、企業長が規則で定める日に、同日前において企業長が規則で定める日以前１年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第２９条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして企業長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 ４　略 ５　５５歳（企業長が規則で定める職員にあつては、５６歳以上の年齢で企業長が規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第３項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて企業長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 ６～８　略	（初任給、昇格、昇給等の基準） 第６条～２　略 ３　職員の昇給は、企業長が規則で定める日に、同日前において企業長が規則で定める日以前１年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第２９条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして企業長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 ４　略 ５　５５歳（企業長が規則で定める職員にあつては、５６歳以上の年齢で企業長が規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第３項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて企業長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 ６～８　略	字句等の整理
<u>（住居手当）</u> <u>第１１条　住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</u> <u>（１）　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員（企業長が規則で定める職員を除く。）</u> <u>（２）　第１２条の２の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（企業長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして企業長が規則で定めるもの</u>	<u>（住居手当）</u> <u>第１１条　住居手当は、自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、企業長が定める額をこえる家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に対して支給する。</u>	関係市町等に合わせ、改正 単身赴任手当を支給される職員の配偶者が居住している住宅についても、住居手当を支給できるよう規定
（ <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> についての適用除外） 第２１条の４　第８条、第９条及び第１１条の規定は、地方公務員法 <u>第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第２項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された職員には適用しない。	（ <u>再任用職員等</u> についての適用除外） 第２１条の４　第８条、第９条及び第１１条の規定は、地方公務員法 <u>第２８条の４第１項、第２８条の５第１項若しくは第２８条の６第１項若しくは第２項</u> 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された職員には適用しない。	改正地方公務員法による条ずれ対応

(非常勤職員の給与) 第 2 2 条 常時勤務を要しない職員 <u> </u> については、常時勤務を要する職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。	(非常勤職員の給与) 第 2 2 条 常時勤務を要しない職員 <u>(再任用短時間勤務職員を除く。)</u> については、常時勤務を要する職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。	字句等の整理
附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。 <u>(6 0 歳超職員の給料月額の特例)</u> <u>2</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 6 0 歳（愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第〇〇号）による改正前の愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 2 号）第 3 条ただし書の規定を適用する職員にあつては、6 3 歳）に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。 <u>3</u> 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 <u>(1)</u> 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 <u>(2)</u> 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員 <u>(3)</u> 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。） <u>4</u> 地方公務員法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 6 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 2 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（企業長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 2 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 <u>5</u> 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 <u>6</u> 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 2 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 4 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給され	附 則 <u> </u> この条例は、公布の日から施行する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	原始附則の改正 6 0 歳到達以後、最初の 4 月 1 日（特定日）以降の給料月額を 7 割水準とする旨を規定 前項（給料月額の 7 割水準）の規定の適用を除外する職員を規定 ① 臨時的任用職員、任期付職員及び非常勤職員 ② 勤務延長型特例任用職員 ③ 勤務延長職員 管理監督職勤務上限年齢調整額について規定 管理監督職勤務上限年齢調整額加算後の給料月額の上限を特定日時点の対象職員が格付けされる職務の級の最高号給の給料月額とするよう規定 管理監督職以外の職員及び用務員（附則第 2 項の規定が適用され、附

る職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、企業長が規則で定める。		(新設) (新設)		則第4項に規定する職員でない職員) について、調整額を支給する職員と権衡上必要と認められる場合は、調整額に相当する額を支給することができるよう規定																																																																															
別表第一 (第3条関係) <table><tr><th colspan="5">企業職給料表 (一)</th></tr><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th></th><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>…</th><th>9 級</th></tr><tr><th colspan="2">号給</th><th>給料月額</th><th>…</th><th>給料月額</th></tr><tr><td rowspan="3"> 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員</td><td colspan="2">1</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">…</td><td>…</td><td>…</td><td>…</td></tr><tr><td colspan="2">1 2 5</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2"> 定年前再任用短時間勤務職員 </td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td> 基準給料月額 </td><td>…</td><td> 基準給料月額 </td></tr><tr><td> 円 略</td><td>…</td><td> 円 略</td></tr></table> 備考 略		企業職給料表 (一)					職員の区分		職務の級	1 級	…	9 級	号給		給料月額	…	給料月額	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員	1		略	…	略	…		…	…	…	1 2 5		略	…	略	定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	…	基準給料月額	円 略	…	円 略	別表第一 (第3条関係) <table><tr><th colspan="5">企業職給料表 (一)</th></tr><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th></th><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>…</th><th>9 級</th></tr><tr><th colspan="2">号給</th><th>給料月額</th><th>…</th><th>給料月額</th></tr><tr><td rowspan="3"> 再任用職員 以外の職員</td><td colspan="2">1</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">…</td><td>…</td><td>…</td><td>…</td></tr><tr><td colspan="2">1 2 5</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td> 再任用職員 </td><td colspan="2"></td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr></table> 備考 略		企業職給料表 (一)					職員の区分		職務の級	1 級	…	9 級	号給		給料月額	…	給料月額	再任用職員 以外の職員	1		略	…	略	…		…	…	…	1 2 5		略	…	略	再任用職員			略	…	略	字句等の整理
企業職給料表 (一)																																																																																			
職員の区分		職務の級	1 級	…	9 級																																																																														
	号給		給料月額	…	給料月額																																																																														
定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員	1		略	…	略																																																																														
	…		…	…	…																																																																														
	1 2 5		略	…	略																																																																														
定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	…	基準給料月額																																																																														
			円 略	…	円 略																																																																														
企業職給料表 (一)																																																																																			
職員の区分		職務の級	1 級	…	9 級																																																																														
	号給		給料月額	…	給料月額																																																																														
再任用職員 以外の職員	1		略	…	略																																																																														
	…		…	…	…																																																																														
	1 2 5		略	…	略																																																																														
再任用職員			略	…	略																																																																														
別表第二 (第3条関係) <table><tr><th colspan="5">企業職給料表 (二)</th></tr><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th></th><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>…</th><th>3 級</th></tr><tr><th colspan="2">号給</th><th>給料月額</th><th>…</th><th>給料月額</th></tr><tr><td rowspan="3"> 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員</td><td colspan="2">1</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">…</td><td>…</td><td>…</td><td>…</td></tr><tr><td colspan="2">1 3 7</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2"> 定年前再任用短時間勤務職員 </td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td> 基準給料月額 </td><td>…</td><td> 基準給料月額 </td></tr><tr><td> 円 略</td><td>…</td><td> 円 略</td></tr></table> 備考 略		企業職給料表 (二)					職員の区分		職務の級	1 級	…	3 級	号給		給料月額	…	給料月額	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員	1		略	…	略	…		…	…	…	1 3 7		略	…	略	定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	…	基準給料月額	円 略	…	円 略	字句等の整理																																								
企業職給料表 (二)																																																																																			
職員の区分		職務の級	1 級	…	3 級																																																																														
	号給		給料月額	…	給料月額																																																																														
定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員	1		略	…	略																																																																														
	…		…	…	…																																																																														
	1 3 7		略	…	略																																																																														
定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	…	基準給料月額																																																																														
			円 略	…	円 略																																																																														
別表第二 (第3条関係) <table><tr><th colspan="5">企業職給料表 (二)</th></tr><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th></th><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>…</th><th>3 級</th></tr><tr><th colspan="2">号給</th><th>給料月額</th><th>…</th><th>給料月額</th></tr><tr><td rowspan="3"> 再任用職員 以外の職員</td><td colspan="2">1</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">…</td><td>…</td><td>…</td><td>…</td></tr><tr><td colspan="2">1 3 7</td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr><tr><td> 再任用職員 </td><td colspan="2"></td><td>略</td><td>…</td><td>略</td></tr></table> 備考 略		企業職給料表 (二)					職員の区分		職務の級	1 級	…	3 級	号給		給料月額	…	給料月額	再任用職員 以外の職員	1		略	…	略	…		…	…	…	1 3 7		略	…	略	再任用職員			略	…	略																																												
企業職給料表 (二)																																																																																			
職員の区分		職務の級	1 級	…	3 級																																																																														
	号給		給料月額	…	給料月額																																																																														
再任用職員 以外の職員	1		略	…	略																																																																														
	…		…	…	…																																																																														
	1 3 7		略	…	略																																																																														
再任用職員			略	…	略																																																																														

令和 5 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計予算書

愛知中部水道企業団

令和 5 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度愛知中部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		139,400 戸
(2) 年 間 総 給 水 量		35,317,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		96,759 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水設備改良事業	4,175,805 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益	7,725,744 千円
第 1 項 営 業 収 益	6,802,148 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	909,184 千円
第 3 項 特 別 利 益	14,412 千円

支 出

第 1 款 水 道 事 業 費 用	6,579,885 千円
第 1 項 営 業 費 用	6,490,429 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	89,456 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,049,411千円は、減債積立金 13,000千円、建設改良積立金 227,935千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 233,022千円、過年度分損益勘定留保資金 1,490,405千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,085,049千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入	1,377,581 千円
第 1 項 企 業 債	500,000 千円
第 2 項 県 補 助 金	40,267 千円
第 3 項 工 事 負 担 金	836,966 千円
第 4 項 固 定 資 産 売 却 代 金	348 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,426,992 千円
第1項 建 設 改 良 費	4,210,925 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	211,307 千円
第3項 補 助 金 返 還 金	4,760 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路耐震化工事	令和6年度	61,864千円
老朽管路更新工事	令和6年度	742,291千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備 改良事業	500,000千円	証書借入	4.0%以内	政府又は地方公共団体金融機構資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 932,987 千円
- (2) 交 際 費 300 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、47,496千円と定める。

令 和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

愛知中部水道企業団
企業長 小浮 正典

令和 5 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計
予 算 に 関 す る 説 明 書

目 次

・ 令和 5 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画	4
・ 令和 5 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	8
・ 給与費明細書	9
・ 債務負担行為に関する調書	14
・ 令和 5 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表	15
・ 令和 4 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定損益計算書	18
・ 令和 4 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表	19
・ 注記表	22
・ 令和 5 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画節別内訳書	25

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業収益			7,725,744	
	1 営業収益		6,802,148	
		1 給 水 収 益	6,545,353	水道料金及び水道水源環境保全基金収入
		2 受 託 工 事 収 益	803	給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
		3 その他営業収益	235,723	下水道使用料徴収事務負担金他
		4 他 会 計 負 担 金	20,269	消火栓等維持管理負担金他
	2 営業外収益		909,184	
		1 受 取 利 息	3,244	預金利息、有価証券利息及び基金運用有価証券利息
		2 長期前受金戻入	868,723	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
		3 雑 収 益	37,217	行政財産目的外使用料他
	3 特別利益		14,412	
		1 その他特別利益	14,412	退職給付引当金戻入益

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業費用			6,579,885	
	1 営業費用		6,490,429	
		1 原水及び浄水費	2,529,160	原水の取入れ、ろ過滅菌処理設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	1,019,529	配水池、配水管及び量水器等設備の維持及び作業に要する費用
		3 受託工事費	803	給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
		4 総 係 費	755,519	事業活動全般に関する費用及び料金の調定、収納等に要する費用
		5 議会及び監査費	2,687	議会及び監査に要する費用
		6 水源地環境整備事業費	22,682	水道水源環境保全事業及び上下流域交流事業に要する費用
		7 減価償却費	2,052,900	固定資産の償却額
		8 資産減耗費	107,149	有形固定資産の除却損他
	2 営業外費用		89,456	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	34,117	企業債に対する利息
		2 雑 支 出	5,100	過年度分水道料金減免他
		3 消費税及び地方消費税	50,239	

資本的収入及び支出				
収 入				
款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			1,377,581	
	1 企 業 債		500,000	
		1 企 業 債	500,000	配水設備改良事業に充てるための借入金
	2 県 補 助 金		40,267	
		1 県 補 助 金	40,267	重要給水施設管路耐震化事業に対する県補助金
	3 工 事 負 担 金		836,966	
		1 工 事 負 担 金	836,966	配水管布設工事等に対する負担金
	4 固 定 資 産 代 金		348	
		1 固 定 資 産 代 金	348	車両運搬具売却代金

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			4,426,992	
	1 建 設 改 良 費		4,210,925	
		1 配 水 設 備 改 良 費	4,175,805	配水設備の改良及び配水管布設工事等に要する費用
		2 固 定 資 産 購 入 費	35,120	固定資産の購入等に要する費用
	2 企 業 債 償 還 金		211,307	
		1 企 業 債 償 還 金	211,307	企業債元金償還金
	3 補 助 金 返 還 金		4,760	
		1 補 助 金 返 還 金	4,760	県補助金消費税相当額の返還金

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	908,525
減価償却費	2,052,900
固定資産除却費	81,276
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	313
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 14,412
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,807
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	170
長期前受金戻入額	△ 868,723
受取利息	△ 3,244
支払利息及び企業債取扱諸費	34,117
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,907
未払金の増減額 (△は減少)	70,627
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 14,030
営業前受金の増減額 (△は減少)	12
預り金の増減額 (△は減少)	170
小計	2,247,601
利息の受取額	3,244
利息の支払額	△ 34,117
水道水源環境保全基金の増減額	△ 10,883
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,205,845

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,895,389
有形固定資産の売却による収入	316
無形固定資産の取得による支出	△ 3,301
県補助金の返還額	△ 4,760
県補助金による収入	36,612
工事負担金による収入	761,988
未収金の増減額 (△は増加)	△ 66,317
未払金の増減額 (△は減少)	△ 165,491
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,336,342

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 211,307
財務活動によるキャッシュ・フロー	288,693
資金増加額 (又は減少額)	△ 841,804
資金期首残高	3,318,092
資金期末残高	2,476,288

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	37	(4) 99	1,291	402,714	324,387	728,392	204,595	932,987
前 年 度	37	(3) 97	1,291	391,047	300,712	693,050	204,430	897,480
比 較	0	(1) 2	0	11,667	23,675	35,342	165	35,507

(注) 職員数欄の()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員で外書き
給与費欄の手当及び法定福利費欄については、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	18,918	13,722	43,538	9,384	9,694	4,633	35,466	2,217	5,166	98,976	82,673	0
	前 年 度	18,785	13,536	42,339	10,290	9,500	4,619	29,506	2,152	5,103	89,057	75,825	0
	比 較	133	186	1,199	△ 906	194	14	5,960	65	63	9,919	6,848	0

(注) 期末手当欄及び勤勉手当欄については、賞与引当金繰入額のうち各手当分を含む。

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	37	(2) 99	1,291	399,033	323,144	723,468	203,798	927,266
前 年 度	37	(3) 97	1,291	391,047	300,712	693,050	204,430	897,480
比 較	0	(△1) 2	0	7,986	22,432	30,418	△ 632	29,786

(注) 職員数欄の()内は、再任用短時間勤務職員で外書き
給与費欄の手当及び法定福利費欄については、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	18,918	13,722	43,169	9,384	9,528	4,519	35,425	2,217	5,166	98,423	82,673	0
	前 年 度	18,785	13,536	42,339	10,290	9,500	4,619	29,506	2,152	5,103	89,057	75,825	0
	比 較	133	186	830	△ 906	28	△ 100	5,919	65	63	9,366	6,848	0

(注) 期末手当欄及び勤勉手当欄については、賞与引当金繰入額のうち各手当分を含む。

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	—	(2) 0	—	3,681	1,243	4,924	797	5,721
前 年 度	—	(0) 0	—	0	0	0	0	0
比 較	—	(2) 0	—	3,681	1,243	4,924	797	5,721

(注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員で外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	—	—	369	—	166	114	41	—	—	553	—	—
	前 年 度	—	—	0	—	0	0	0	—	—	0	—	—
	比 較	—	—	369	—	166	114	41	—	—	553	—	—

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	11,667	昇給等に伴う増加分		4,962	
		給与改定に伴う増減分		830	
		その他の増減分		5,875	新陳代謝等
手 当	23,675	昇給等に伴う増加分		6,642	
		給与改定に伴う増減分		4,589	期末手当支給率
		その他の増減分		12,444	新陳代謝等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
令和4年12月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	325,978	—
	平 均 給 与 月 額 (円)	430,937	—
	平 均 年 齢 (歳)	43.31	—
令和3年12月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	332,595	—
	平 均 給 与 月 額 (円)	435,957	—
	平 均 年 齢 (歳)	42.43	—

(2) 初任給

区 分	事 務・技 術 (企業職(一)) (円)	業 務・その他 (企業職(二)) (円)	国 の 制 度	
			行政職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	158,900	—	154,600	—
大 学 卒	191,700	—	185,200	—

(3) 級別職員数

区 分	事 務・技 術(企業職(一))			業 務・その他(企業職(二))		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年12月1日現在	1級	7	7.2	1級	—	—
	2級	17	17.5	2級	—	—
	3級	12	12.4	3級	—	—
	4級	32	33.0			
	5級	12	12.4			
	6級	10	10.3			
	7級	6	6.2			
	8級	1	1.0			
	計	97	100.0	計	—	—
令和3年12月1日現在	1級	8	8.3	1級	—	—
	2級	17	17.6	2級	—	—
	3級	11	11.3	3級	—	—
	4級	33	34.0			
	5級	11	11.3			
	6級	10	10.3			
	7級	6	6.2			
	8級	1	1.0			
	計	97	100.0	計	—	—

(級別の基準となる職務)

区 分	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務又は補助的業務及び雑務或いは管理人等の補助的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務	多数の者の指揮監督する長の職務 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任主査及び主査の職務	
5級	課長補佐及び室長補佐の職務	
6級	課長、室長及び主幹の職務	
7級	次長及び専門監の職務	
8級	局長の職務	

(4) 昇給

区 分		合 計	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
本 年 度	職 員 数(A) (人)	99	99	—
	昇給に係る職員数(B) (人)	52	52	—
	号 給 数 内 訳	2 号 給(人)	0	—
		3 号 給(人)	2	—
		4 号 給(人)	50	—
		6 号 給(人)	0	—
		8 号 給(人)	0	—
	比 率 (B) / (A) (%)	52.5	52.5	—
前 年 度	職 員 数(A) (人)	97	97	—
	昇給に係る職員数(B) (人)	41	41	—
	号 給 数 内 訳	2号給(人)	0	—
		3号給(人)	4	—
		4号給(人)	37	—
		6号給(人)	0	—
		8号給(人)	0	—
	比 率 (B) / (A) (%)	42.3	42.3	—

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
給料総額に対する比率 (%)	0.7	0.7	—
支給対象職員の比率 (%) (令和4年12月1日現在)	82.4	82.4	—
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	3,786	3,786	—
代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当・出勤待機手当・呼び出し手当等		

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有	
前 年 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	有	
国 の 制 度	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最 高 度 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年につき2%～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年につき2%～45%加算)	

(8) その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	異 な る	10%
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	交通用具利用者部分

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益等
営業業務委託	1,136,300千円	令和2年度 から 令和4年度 まで	565,125千円	令和5年度 から 令和7年度 まで	569,828千円	569,828千円
給水受付事務業務委託	233,959千円	令和2年度 から 令和4年度 まで	121,001千円	令和5年度 から 令和7年度 まで	109,999千円	109,999千円
管路耐震化工事	415,415千円	令和4年度	139,304千円	令和5年度	269,653千円	269,653千円
老朽管路更新工事	805,005千円	—	—	令和5年度	800,862千円	800,862千円
老朽管路更新工事	1,765,159千円	—	—	令和5年度 から 令和6年度 まで	1,765,159千円	1,765,159千円
漏水調査業務委託	126,500千円	令和4年度	33,209千円	令和5年度	31,843千円	31,843千円

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,890,910

ロ 建 物 1,667,373

減価償却累計額 △ 1,158,754 508,619

ハ 構 築 物 91,190,335

減価償却累計額 △ 40,938,399 50,251,936

ニ 機 械 及 び 装 置 3,228,201

減価償却累計額 △ 2,006,451 1,221,750

ホ 車 両 運 搬 具 101,037

減価償却累計額 △ 81,659 19,378

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 480,581

減価償却累計額 △ 375,608 104,973

ト 建 設 仮 勘 定 618,524

有形固定資産合計 54,616,090

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 1,453

ロ ソ フ ト 開 発 費 7,355

無形固定資産合計 8,808

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 500,000

ロ 破 産 更 生 債 権 等 155

貸 倒 引 当 金 △ 155

投資その他の資産合計 500,000

固 定 資 産 合 計 55,124,898

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金 2,476,288

(2) 未 収 金 449,311

貸 倒 引 当 金 △ 8,143 441,168

(3) 貯 蔵 品 54,943

(4) 前 払 金 50

(5) そ の 他 流 動 資 産	600	
(6) 水道水源環境保全基金	302,533	
流 動 資 産 合 計		3,275,582
資 産 合 計		58,400,480

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

2,072,592

企 業 債 合 計

2,072,592

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

612,845

ロ 修繕引当金

358,867

引 当 金 合 計

971,712

固 定 負 債 合 計

3,044,304

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

193,829

企 業 債 合 計

193,829

(2) 未 払 金

984,122

(3) 前 受 金

6,560

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

58,864

ロ 法定福利費引当金

10,782

引 当 金 合 計

69,646

(5) 預 り 金

291,397

(6) そ の 他 流 動 負 債

10,600

流 動 負 債 合 計

1,556,154

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 国庫補助金長期前受金

673,812

収 益 化 累 計 額

△ 234,440

439,372

ロ 県補助金長期前受金

1,306,380

収 益 化 累 計 額

△ 605,805

700,575

ハ	工事負担金長期前受金	39,344,453		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 21,622,199</u>	17,722,254	
ニ	受 贈 財 産 評 価 額 長 期 前 受 金	1,477,684		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 365,186</u>	1,112,498	
ホ	寄 附 金 長 期 前 受 金	15,000		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 4,050</u>	10,950	
ハ	そ の 他 長 期 前 受 金	1,701		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 529</u>	<u>1,172</u>	
	長 期 前 受 金 合 計		<u>19,986,821</u>	
	繰 延 収 益 合 計			<u>19,986,821</u>
	負 債 合 計			<u>24,587,279</u>

資 本 の 部

6	資 本 金			32,069,843
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受 贈 財 産 評 価 額	215,363		
	資 本 剰 余 金 合 計		215,363	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	減 債 積 立 金	5,000		
ロ	建 設 改 良 積 立 金	79,919		
ハ	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>1,443,076</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,527,995</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>1,743,358</u>
	資 本 合 計			<u>33,813,201</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>58,400,480</u>

(注) 貸倒引当金取崩額 2,148千円
賞与引当金取崩額 57,057千円
法定福利費引当金取崩額 10,612千円

令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	5,939,192		
(2) そ の 他 営 業 収 益	210,934		
(3) 他 会 計 負 担 金	20,637	6,170,763	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	2,301,509		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	1,005,250		
(3) 総 係 費	687,406		
(4) 議 会 及 び 監 査 費	1,466		
(5) 水源地環境整備事業費	19,710		
(6) 減 価 償 却 費	1,983,060		
(7) 資 産 減 耗 費	87,899	6,086,300	
営 業 利 益			84,463
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	3,244		
(2) 他 会 計 補 助 金	166		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	869,666		
(4) 雑 収 益	43,341	916,417	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	30,072		
(2) 雑 支 出	5,432	35,504	880,913
経 常 利 益			965,376
5 特 別 利 益			
(1) そ の 他 特 別 利 益	3,096	3,096	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	62	62	3,034
当 年 度 純 利 益			968,410
前年度繰越利益剰余金			279,792
その他未処分利益剰余金変動額			373,076
当年度未処分利益剰余金			1,621,278

令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,890,910

ロ 建 物 1,667,374

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,125,490 541,884

ハ 構 築 物 87,855,043

減 価 償 却 累 計 額 △ 39,378,186 48,476,857

ニ 機 械 及 び 装 置 3,300,972

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,956,186 1,344,786

ホ 車 両 運 搬 具 103,563

減 価 償 却 累 計 額 △ 81,279 22,284

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 474,562

減 価 償 却 累 計 額 △ 350,787 123,775

ト 建 設 仮 勘 定 426,988

有形固定資産合計 52,827,484

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 1,453

ロ ソ フ ト 開 発 費 9,364

無形固定資産合計 10,817

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 500,000

ロ 破 産 更 生 債 権 等 171

貸 倒 引 当 金 △ 171

投資その他の資産合計 500,000

固 定 資 産 合 計 53,338,301

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金 3,318,092

(2) 未 収 金 381,087

貸 倒 引 当 金 △ 7,830 373,257

(3) 貯 蔵 品 40,913

(4) 前 払 金 50

(5) そ の 他 流 動 資 産	600	
(6) 水道水源環境保全基金	291,651	
流 動 資 産 合 計		4,024,563
資 産 合 計		57,362,864

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,766,421

企 業 債 合 計

1,766,421

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

627,257

ロ 修繕引当金

358,867

引 当 金 合 計

986,124

固 定 負 債 合 計

2,752,545

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

211,307

企 業 債 合 計

211,307

(2) 未 払 金

1,078,987

(3) 前 受 金

6,548

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

57,057

ロ 法定福利費引当金

10,612

引 当 金 合 計

67,669

(5) 預 り 金

291,227

(6) そ の 他 流 動 負 債

10,600

流 動 負 債 合 計

1,666,338

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 国庫補助金長期前受金

673,812

収 益 化 累 計 額

△ 219,497

454,315

ロ 県補助金長期前受金

1,275,104

収 益 化 累 計 額

△ 585,318

689,786

ハ	工事負担金長期前受金	38,637,853		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 20,853,136</u>	17,784,717	
ニ	受 贈 財 産 評 価 額 長 期 前 受 金	1,430,511		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 332,683</u>	1,097,828	
ホ	寄附金長期前受金	15,000		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 3,712</u>	11,288	
ヘ	そ の 他 長 期 前 受 金	1,701		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 330</u>	<u>1,371</u>	
	長 期 前 受 金 合 計		<u>20,039,305</u>	
	繰 延 収 益 合 計			<u>20,039,305</u>
	負 債 合 計			<u>24,458,188</u>

資 本 の 部

6	資 本 金			30,827,100
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受 贈 財 産 評 価 額	215,363		
	資 本 剰 余 金 合 計		<u>215,363</u>	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	減 債 積 立 金	13,000		
ロ	建 設 改 良 積 立 金	227,935		
ハ	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>1,621,278</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,862,213</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>2,077,576</u>
	資 本 合 計			<u>32,904,676</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>57,362,864</u>

(注) 貸倒引当金取崩額 1,657千円
賞与引当金取崩額 58,072千円
法定福利費引当金取崩額 10,792千円

注 記 表

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 30～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～7年

工具器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

ソフト開発費 5年

(4) 引当金の計上方法

① 退職給付引当金

当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、愛知県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	327 千円
1年超	736 千円
計	1,063 千円

3 その他の注記

(1) 新会計基準移行に係る経過措置

① 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

令和 5 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計
予 算 実 施 計 画 節 別 内 訳 書

令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画節別内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 水道事業収	1 営業収益			7,725,744	
		1 営業収益		6,802,148	
		1 給水収益		6,545,353	給水戸数 139,400 戸 有収水量 33,410 千m ³
			水道使用料	6,508,602	
			水道水源環境保全基金収入	36,751	
		2 受託工事収		803	受託給水工事に伴う負担金
			受託工事収	803	
		3 その他営業収益		235,723	検査手数料他
			手数料	5,766	
			雑収益	229,957	
		4 他会計負担金		20,269	消火栓等維持管理負担金他
			他会計負担金	20,269	
	2 営業外収			909,184	
		1 受取利息		3,244	
			預金利息	3	
			有価証券利息	3,091	
			基金運用有価証券利息	150	
		2 長期前受金戻		868,723	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
			国庫補助金長期前受金戻	14,943	
			県補助金長期前受金戻	21,063	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			工事負担金 長期前受金 戻入	799,626	
			受贈財産 評価額長期 前受金戻入	32,555	
			寄附金 長期前受金 戻入	337	
			その他の 長期前受金 戻入	199	
		3 雑 収 益		37,217	車両賃貸料(水道サービス協会)他 行政財産目的外使用料 グループ保険等の事務取扱手数料他
			賃 貸 料	2,997	
			使 用 料	9,203	
			そ の 他 雑 収 益	25,017	
	3 特別利益			14,412	
		1 そ の 他 特別利益		14,412	
			退職給付 引当金 戻入	14,412	

支 出					
款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 水道事業費				6,579,885	
	1 営業費用			6,490,429	
		1 原水及び浄水費		2,529,160	水源及び県水受水等に係る施設管理費
			給料	30,933	1 人件費 8人 71,515千円
			手当等	20,081	2 受水費 2,405,048千円 県営水道承認基本給水量 102,500m ³ /日
			賞与引当金繰入額	4,664	3 委託料 9,926千円 水質検査機器保守点検業務委託他
			法定福利費	14,953	4 動力費・薬品費 26,429千円 東名水源始め 4施設
			法定福利費引当金繰入額	884	5 水源等維持修繕費 11,417千円
			旅 費	13	
			備 消 品 費	4,019	
			燃 料 費	282	
			光 熱 水 費	163	
			通 信 運 搬 費	146	
			委 託 料	9,926	
			手 数 料	31	
			修 繕 費	10,317	
			動 力 費	25,102	
			薬 品 費	1,327	
			材 料 費	1,100	
			受 水 費	2,405,048	
			保 険 料	145	
			公 課 費	26	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
		2 配水及び給水費		1,019,529	配水及び給水に係る施設管理費
			給 料	65,945	1 人件費 17人 149,686千円
			手 当 等	41,663	2 委託料 379,074千円 水道施設維持管理業務委託他
			賞与引当金繰入額	9,336	3 動力費・薬品費 59,156千円 二村山配水場始め 25施設
			法定福利費	31,126	4 配水施設等維持修繕費 369,550千円
			法定福利費引当金繰入額	1,616	
			旅 費	22	
			備 消 品 費	1,852	
			燃 料 費	680	
			光 熱 水 費	2,930	
			印刷製本費	31	
			通信運搬費	2,725	
			委 託 料	379,074	
			手 数 料	42	
			賃 借 料	1,632	
			修 繕 費	368,303	
			動 力 費	54,437	
			助 成 金	50,270	
			薬 品 費	4,719	
			材 料 費	1,247	
			補 償 費	1,000	
			保 険 料	708	
			公 課 費	171	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
		3 受託工事費		803	受託給水工事に係る費用
			工 事 請 負 費	803	区画整理内の宅地内引込工事他
		4 総 係 費		755,519	事業活動全般に係る一般管理費
			給 料	150,468	1 人件費 36人 351,970千円
			手 当 等	108,069	2 委託料 290,294千円 検針・収納業務及び開閉栓等業務委託他
			賞 与 引 当 金 繰 入 額	22,638	3 修繕費 9,479千円 庁舎関係修繕工事他
			報 酬	425	4 通信運搬費 25,311千円 水道料金納付書等郵送料他
			法 定 福 利 費	73,658	
			法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	4,157	
			旅 費	2,038	
			報 償 費	122	
			被 服 費	1,151	
			備 消 品 費	7,396	
			燃 料 費	174	
			光 熱 水 費	10,129	
			印 刷 製 本 費	7,989	
			通 信 運 搬 費	25,311	
			広 告 料	18	
			委 託 料	290,294	
			手 数 料	17,786	
			賃 借 料	8,296	
			使 用 料	2,983	
			修 繕 費	9,479	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			研 修 費	2,219	
			交 際 費	200	
			会 議 費	11	
			負 担 金	1,308	
			厚 生 費	3,863	
			保 険 料	2,864	
			公 課 費	29	
			貸倒引当金 繰 入 額	2,444	
		5 議 会 及 び 監 査 費		2,687	議会及び監査に要する費用
			報 酬	866	1 報酬 866千円 議会議員 15人、監査委員 2人
			旅 費	707	2 旅費 707千円 議会議員行政視察他
			備 消 品 費	28	
			印 刷 製 本 費	435	
			委 託 料	237	
			賃 借 料	272	
			修 繕 費	11	
			交 際 費	100	
			会 費 負 担 金	31	
		6 水 源 地 環 境 整 備 事 業 費		22,682	水源地環境整備促進に係る事業費
			旅 費	112	1 助成金 21,710千円 木曽川・矢作川「水源の森」森林整備協定 造林事業助成金他
			備 消 品 費	44	2 賃借料 561千円 「水源の森応援隊」森林整備活動貸切バス 他
			通 信 運 搬 費	167	
			賃 借 料	561	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			使 用 料	62	
			助 成 金	21,710	
			保 険 料	26	
		7 減価償却費		2,052,900	
			有形固定資産減価償却費	2,047,591	
			無形固定資産減価償却費	5,309	
		8 資産減耗費		107,149	
			固定資産除却費	107,148	
			たな卸資産減耗費	1	
	2 営業外用費			89,456	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		34,117	財政融資資金 26,815千円 地方公共団体金融機構資金 7,302千円
			企業債利息	34,117	
		2 雑支出		5,100	過年度分水道料金減免他
			その他雑支出	5,100	
		3 消費税及び地方消費税		50,239	
			消費税及び地方消費税	50,239	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的収入				1,377,581	
	1 企業債			500,000	
		1 企業債		500,000	
			企業債	500,000	配水設備改良事業に充てるための借入金
	2 県補助金			40,267	
		1 県補助金		40,267	
			県補助金	40,267	重要給水施設管路耐震化事業に対する県補助金
	3 工事負担金			836,966	
		1 工事負担金		836,966	
			工事負担金	474,794	
			他会計負担金	37,440	消火栓設置等負担金
			加入分担金	216,214	新規申込 1,837件
			配水補助管負担金	1,663	
			補償金	106,855	支障移転受託事業に伴う補償金
	4 固定資産売却代金			348	
		1 固定資産売却代金		348	
			固定資産売却代金	348	

支 出					
款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的支出	1 建設費	1 配水設備改良費		4,426,992	
				4,210,925	
				4,175,805	1 人件費 42人 358,525千円
			給 料	155,368	2 委託料 49,123千円 設計業務委託他 9件
			手 当 等	124,956	3 工事請負費 3,730,443千円 水道施設整備工事 32件 2,406,917千円 重要給水施設管路耐震化工事 5件 464,639千円
			法 定 福 利 費	78,201	土地区画整理内布設工事 8件 342,837千円 下水道関連受託工事 6件 172,722千円 道路改良受託工事 3件 55,396千円 特別給水承認工事他 287,932千円
			旅 費	169	
			備 消 品 費	663	
			燃 料 費	810	
			委 託 料	49,123	
			手 数 料	17	
			使 用 料	587	
			修 繕 費	441	
			工 事 請 負 費	3,730,443	
			助 成 金	33,100	
			補 償 費	1,500	
			負 担 金	165	
			保 険 料	240	
			公 課 費	22	
		2 固定資産購入費		35,120	
			量 水 器	8,230	
			車 両 運 搬 具	4,187	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			工 具 器 具 及 び 備 品	22,703	庁内情報システム端末等機器買替え他
	2 企 業 債 償 還 金			211,307	
		1 企 業 債 償 還 金		211,307	
			企 業 債 償 還 金	211,307	財政融資資金 140,648千円 地方公共団体金融機構資金 70,659千円
	3 補 助 金 返 還 金			4,760	
		1 補 助 金 返 還 金		4,760	
			県 補 助 金 返 還 金	4,760	

議員提出議案第1号

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年2月20日提出

提出者 愛知中部水道企業団議会議員 近 藤 善 人

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 水野たかはる

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 加 藤 孝 久

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 野 村 ひ ろ し

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 國府田さとみ

提 案 理 由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるからである。

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、愛知中部水道企業団議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載

され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛知中部水道企業団情報公開条例（平成14年愛知中部水道企業団条例第4号。）第2条2項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 企業長、監査委員若しくは他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相

当の理由があるとき。

- (4) 前３号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

３ 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

４ 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に限るものとする。

５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第１２条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第１２条第２項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第１２条第２項 第１号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第３８条第１項 第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第３８条第１項 第２号	第１２条第１項及び第２項	番号利用法第１９条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の

個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日

以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般

の閲覧に供しなければならない。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 議長に対し開示請求をする者の手数料は無料とする。

- 2 第28条第1項の規定に基づき文書又は図画の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料すると

きは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例（令和4年愛知中部水道企業団条例第 号）第2条に規定する愛知中部水道企業団個人情報保護審議会（以下第50条において「個人情報保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた

業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、愛知中部水道企業団の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。